

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（自治権拡大問題）

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-01-31<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属:       |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43437">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43437</a> |

沖繩問題  
閣下  
米國大統領  
聲明

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 6192 (略) 電送  
ワシントン 3月14日 2135  
本省 15日 1201  
小坂大臣 朝海大使  
(沖縄問題に関する件)

オ542号(至急)

住吉オ512号に關し

14日沖縄問題に關し國務省スエーデン駐米補佐は本日のより控訪の香居に對し次の通り説明した。

國務省によれば、

(當地時間)14日方では在米大使館より島外事務課長に對し本件中大體上記通報がなされた由であるが、貴方の説明中補足的と思われる部分の合せのため)

1. 13日夜國務省は在米大使館に要旨下記の訓電を發した。

(イ) 米政府は16日午前11時沖縄問題

壹四

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

題に關する大統領ステートメントをホワイトハウス・プレス・リリースの形で発表する予定であること、同発表文テキストを日本側に分送し同発表文のうす米政府が本件に關し新左のとうんとする処置に關する日本側の反応を報告する (ascertain and report) こと。

(ロ) 沖縄に於ける経済援助に關し日米兩國間の協力関係を実施し得る如き取極を行はざる目的を以て日米政府との交渉に入ること。

(ハ) 上述訓令(ロ)の施行に當りてはこの交渉によつて今後数年間の沖縄問題に關する全般的日米関係のパターンを確立すべしこと。

(ニ) 予想され得る因連方17委員会の沖縄問題討議に於いて兩國が起り得



極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

本政府としては上記所要経費一部分の負担を日本側に期待している。

(三) 沖繩政府に対しどの程度施政権を移譲するかは現段階では具体的に云えなから。数件が対象にあげられているが簡単に移譲出来るものもあり準備に長時間を要するものもある。

(ホ) (立法院による沖繩政府主席の指名権 (nomination) に関し) 最終的には高等弁務官に任命権が残っており約百年前のイギリスの立憲制の如く実際とは非承認のケースはまれであり starting off system として採用された。

(ハ) (高等弁務官の否決権の再提議に関し) 本件は政府内部においても非常に論議された問題であったが結局軍事的地位に危険を及ぼさず限り米側は沖繩の国史問題に

坂

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

ついでにステアウエイす下ぎであるという  
ことが認められた次第である。

(ト) (民間人の civil administrator 設置に関し) これは実質的に deputy high commissioner であり、現在でも陸軍の Brigadier General のこれに  
当たっているか (高等弁務官は Lieutenant general) 今後は civil administrator のタイトルをもつ民間人になる (ただし国防省の管轄下におかれる)。

(四) (立法院の選挙区の増加に関し) 人口増加のため従来より那覇 & オキナワが選挙区の増加を要求しており、現在の29の枠内で政治的解決を図らうとしたが他の選挙区が譲歩せず未解決であった。今回上記地区に1名づつの増加を認め立法院議席総数をふにすという考えである。

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡コウ

電信写

(1) (米国籍家族に対する刑事裁判管轄権問題に関し) これは全く米國收部の問題であるが、2年前連邦最高裁判所が民事法體は米國人家族に対して管轄権を持たぬ旨判決を下しており、*executive order*の改正が必要であつたのでこの機会に合わせて改正するものである。

3. 議会に対する説明はステートメント発表までに終るはずである。

4. なおステートメントの内容は発表まで極秘とされた。

(了)

配布先 大臣、次官、審議官、官房長、  
重、米、宗、國、情各局長、亞審、米参、  
統、亞北、米北、

極 秘  
ま

沖縄に関する米大統領声明の件

昭37.3.4  
外務審議官

1. 4日午前在京米大使館レオンハート代理大使より外務審議官に対し電話をもつて、沖縄問題に関し至急日本政府に伝達方本国政府から訓令越しの次第あり、極秘裡に事を運ぶ必要あるところ誰に面会すべきやと申し越したので、次官と協議の上島において面接すべき旨回答した。

2. 同日午後<sup>夕刻</sup>同代理大使島を来訪、別途回覧の書き物を手交の上次のとおり述べた。

(1) 本件書き物は来る16日(金曜日)午前11時(日本時間土曜日午前1時)ケネディ大統領が発表予定の声明案である。右

発表の事実及び声明内容は発表まで絶対極秘に取り扱われることが必要である。

(2) 先般来宇山審議官から沖縄問題につき米側が新たな決定を行なう場合には必ず事前に協議ありたい旨屢々申し入れあり、自分としても日本政府として近く本問題に関し米側とハイ・レベルの討議を行なわざるを得ない立場にあること及び本件が日本国内一般に大きな関心を引き起こしている点から過大の期待を抱かせないよう日本政府として事前に米側意向を承知して適宜対策を立てておく必要あるべきことを考慮し、右日本側意向をワシントンに申し送つておいたが、本日の訓令は米國政府が右日本側要望に応じて取つた措置であると考えられる。

(イ) 本國からの訓令によれば、本声明は大統領の任命した調査団の報告に取り上げられた重要な項目のすべてをカバーするものである。

(ロ) 本件新政策決定の結果米國の沖縄援助額は従来の年間17百万ドルのレベルから年間27百万ドルのレベルに引き上げられたものが5年間にわたり支出されることになり、右期間経過後も27百万ドルのレベルが維持されるであろうことが期待される。米側としては右に呼応して日本側からも沖縄住民の経済発展及び民生向上のため実質的な寄与が行なわれることを期待する。

(ハ) 大統領の決定した新しい措置の第4項に  
いり日米間のアレンジメントは将来数年間

にわたる沖縄に関する日米協力の全部をカバーする一つのパターンを設定するものであることを期待する。換言すれば沖縄に関する日米関係の現状を作り直し (re-model) 相互の立場を完全に理解し合うことによつて論議の根源を除き、本問題が年中行事として日米間に論議されることを回避しうるような長期的アレンジメントに到達することがねらいである。すなわち予想される取極が成立した際には少なくとも数年間は米側として沖縄に関する政策を再検討しなくて済むようにしたいのが希望である。



② 本日の申し入れの直接の目的は

(1) 本声明案に対する日本側の反応をできるだけ速かに知らせてほしいこと。特に米側措置第4項の日米間討議に関する日本側見解(声明中に言及することの可否自体の問題も含めて)

(2) 右討議開始の時期、公表して始めるか、或いは最初は極秘裡に行なうか。(米側としては速急に事を進ぶ用意あり。考慮すべき要素の一つとして国連の植民地独立に関する17カ国委員会において沖縄問題が取り上げられるかも知れない可能性の問題がある。若しそういう事態が起る場合にはその前に合意に到達していることが望ましいと考える。)

3. 右に対し島から、わが方反応は何時までにほしいのかと質したところ、声明文に変更を加える必要のある場合は大統領の決裁を得る関係上ワシントン時間木曜一日の余裕を与える要あるべく、明ノ5日中にライシ・ワー大使を召致して伝達していただければ好都合と思ふ旨答えた。

4. 新聞に対する応待振りは、発表後事前通報のあつたことを明らかにする場合を考慮しつつ、本日のところは何もなかつたことで押通すことに打合わせた。

5. 以上につき次官と打合せの結果

(1) 日本側検討に時間を要すると思われるので、金曜の発表予定は延期方要請することになる公算が多い。

(2) 14日各紙夕刊は発表予定のこと、日本側に通報のこと等をワシントン電で報道しているので連絡のあつた事実を秘匿することとは困難にせらる。

との見地から、その旨レオンハート代理大使に電話した。

10時 (大急ぎ) (岸田首相の指示)

沖縄に関する米大統領声明の件  
昭37.3.14  
外務審議官

1. 14日午前在京米大使館レオンハート代理大使より外務審議官に対し電話を以て、沖縄問題に関する米大統領に待たず日本政府の訓令破りの次第あり、極秘裡に事を運ぶ必要ありと云ふ旨に面会すべしと申渡した。米大使館との協議の上島にふりて面談すべき旨回答した。
2. 同日午後3時同代理大使島を来訪、別途面談の機を以て今日の上次の通り述べた。
  - (1) 不件書は来日16日(金曜)午前11時(日本時間土曜)午前1時)介する大統領が発表予定の声明案である。右発表の事案及び声明内容は発表迄絶対極秘に取扱われなければならない。
  - (2) 先般米軍山審議官が沖縄問題につき米例が新たな決定を介する場合には必ず事前に協議ありたる旨屢々申入れあり、自分として日本政府として近く平向題に関する米側目とハイレベルの討議を行わざるを得ない立場にあること及び

1. 琉球住民の自治の拡大、(b) 自由、人権に関する制限の緩和に関する(c) 事項を米国政府が今後検討するに際しては、琉球住民が日本国民であり、琉球が完全に日本の主権下に復帰するものであつて、その際琉球にも日本と同様な制度が行われていることが望ましく、且つ、日本が琉球に経済援助を与える場合、琉球の自治が確立されていることが望ましいから、米国政府は、日本政府と交渉し、又は琉球住民の意向を尊重するが日本政府の意見を充分聴取する方法をとるよう米側に要望されたい。

2. 琉球政府裁判所の管轄権、及び捜査権の充実にしても検討するよう米側に要望されたい。

3. 日本国民が琉球との関係で受けている諸制限について、米政府は日本政府と討議するよう米側に要望されたい。

- 例 日本からの渡航に関する制限
- 琉球住民の海外渡航に関する旅券、船籍旗
  - 戸籍の転籍
  - 日本国民の経済活動に関する制限（投資、土地所有）
  - 日本国民の琉球における公職への就職
  - 日琉間司法共助
  - 支払準備金預託銀行
  - 琉球住民代表の日本国会参加

4. 日本の経済協力に関し、日米間で「明確な取極」の形を要するかどうか。

総 理 府

代々官房副長より次長へ提出あり

|  |                      |  |
|--|----------------------|--|
| 要写 <input checked="" type="checkbox"/> 部   |                      | 発電係 <u>本</u> 第 <u>9399</u> 号                                   |
|  |                      | 昭和 <u>37</u> 年 <u>3</u> 月 <u>15</u> 日 <u>13</u> 時 <u>50</u> 分発 |
| 電 信 案 (分類)   |                      |  |
| 暗 示 平  | 第 <u>503</u> 号 (LTP) |  |
| 大 臣 <u>大田政信</u>  | 主管 <u>石川内閣</u>       | 起案 昭和 <u>37</u> 年 <u>3</u> 月 <u>15</u> 日                       |
| 政務次官 <u>大田政信</u>   | <u>曾根内閣</u>          |  |
| 事務次官 <u>大田政信</u>   |                      |  |
| 外務審議官 <u>大田政信</u>  | 主任 <u>也野内閣</u>       | 起案者 <u>板本</u> 電話番号 <u>405</u>                                  |
| 官房長 <u>大田政信</u>  |                      |  |
| <p>在 米 朝 海 臨時代理 大 公 使 宛 小 坂 大臣 務 総 領 事</p> <p>電 報 在 大 公 使 宛 総 領 事</p> <p>件 名 <u>沖縄問題に関する件</u></p> <p><u>貴書 504 号</u> による</p> <p>1. 14日午後Vレポート代理大使は、島宮滋管を<br/> <u>別密の</u><br/> <u>東京</u> <u>大統放</u> 声明案を午後9時、同声明<br/> <u>向</u><br/>         はVレポート 16日午前11時に読者打中定まり</p> |                      |  |
| GB-1   | 外務省                  | 回覧番号 <u>0503</u>   |

15 26

ニトウハ15日中に日米間に交渉と承知に  
 旨を申し入小に。

2. 本声明案の内容については、目下検討中  
 あるが、省地との新聞報道の状況に  
 かんがみ、連絡のあつた中東を全く秘匿  
 するに困難であるので、15日午後官  
 房長官より、レニハート代理大使が島家  
 渡家へ声明案を提示し中東のみを  
 秘表(内容は一切秘表せず)に。

|                                  |            |                              |
|----------------------------------|------------|------------------------------|
| 要字 部                             |            | 発電係 本 総第 9410 号              |
|                                  |            | 昭和 37 年 3 月 15 日 15 時 30 分 発 |
| 電信案 (分類)                         |            |                              |
| 略 平                              | 第 504 号    | 大 急 意                        |
| 大 臣                              | 主管 平野 龍三   | 起案 昭和 37 年 3 月 15 日          |
| 政 務 次 官                          | 宮 澤 敏 行    |                              |
| 事 務 次 官                          |            |                              |
| 外 務 審 議 官                        | 主任 堀 江 謙 一 | 起案者 松本 電話番号 405              |
| 官 房 長                            |            |                              |
| 在 米 朝 海 臨時代理 大使 宛 小 坂 大臣 發 総 領 事 |            |                              |
| 電 報 在 大 公 使 宛 總 領 事              |            |                              |
| 件 名 沖 繩 内 廷 に 関 する 件             |            |                              |
| ( 経 費 第 503 号 別 冊 )              |            |                              |
| GB-1 外務省 回覧番号                    |            |                              |

15 27





CONFIDENTIAL

- 3 -

the levels of compensation for Ryukyuan employees of the U. S. forces and the Government of the Ryukyu Islands and the levels of public health, educational and welfare services so that over a period of years they reach those obtaining in comparable areas in Japan.

3. Preparing proposals for the Congress to provide over future years a steady increase in loan funds available for the development of the Ryukyuan economy.

4. Entering into discussions with the Government of Japan with a view to working out precise arrangements to implement a cooperative relationship between the United States and Japan in providing economic assistance to the Ryukyus, as discussed between Prime Minister Ikeda and myself during his visit to Washington last year.

5. <sup>Carry on</sup> ~~Initiating~~ a continuous review of governmental functions in the Ryukyu Islands to determine when and under what circumstances additional functions that need not be reserved to the United States as administering authority can be delegated to the Government of the Ryukyu Islands.

6. <sup>Carry on</sup> ~~Initiating~~ a continuous review of such controls as may be thought to limit unnecessarily the private freedoms

CONFIDENTIAL

加除部外十六日米例を修正する

CONFIDENTIAL

- 4 -

of inhabitants of the Ryukyu Islands with a view to eliminating all controls which are not essential to the maintenance of the security of the United States military installations in the Ryukyus or of the islands themselves.

The amendments to Executive Order 10713 are designed to accomplish the following purposes:

1. Provide for nomination of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands by the legislature.
2. <sup>Restate</sup> ~~Redefine~~ the veto power of the High Commissioner to emphasize its restricted purposes.
3. Lengthen the term of the legislature from two to three years.
4. Permit the legislature to alter the number and boundaries of election districts.
5. Provide that the civil administrator shall be a civilian.
6. Make certain technical changes in the provisions for criminal jurisdiction over certain Americans in the Ryukyus.

CONFIDENTIAL

(武内次官、大使会議参考資料)

16日16時

昭37-3-16

大統領声明4の取極の交渉について

1. わが方としては、何時にても交渉を開始する用意を有する。

用意を有する。

2. 交渉を開始したということとは勿論、折衝を行なっている事実が外部に洩れないことを確保したい。

(新聞に対しては、双方の準備ができ次第折衝を始めるが、その時期は明示しえない旨を説明する)

確保したい。(新聞に対しては、双方の準備ができ次第折衝を始めるが、その時期は明示しえない旨を説明する)

3. 折衝の会談は、少なくとも最初はできる限り小規模のものとし、かつ、まず原則的問題について討議することにした。

少なくとも最初は

3. 折衝の会談は、できる限り小規模のものとし、かつ、まず原則的問題について討議することにした。

こととした。

こととした。

37-3-16

大統領声明4の取極の交渉について

1. わが方としては、何時にても交渉を開始する用意を有する。

2. 交渉を開始したということとは勿論、折衝を行なっている事実が外部に洩れないことを確保したい。(新聞に対しては、双方の準備ができ次第折衝を始めるが、その時期は明示しえない旨を説明する)

3. 折衝の会談は、少なくとも最初はできる限り小規模のものとし、かつ、まず原則的問題について討議することにした。





外特別同協定の密議の最大の進展と  
 かつ2月7日政府は是非とも今国会にかけ  
 承認を得る必要のあることは、社会党は  
 両協定に強く反対し、何れか一方の国会に  
 かけると両協定の密議未了と見て、この  
 状況である。

社会党は両協定に拘り、干渉委員公  
 にかつ2月7日の意向で行った外は、在外  
 密議の正式確約である外務委員会に  
 かつ2月5日提出された条約（12月1日）  
 右協定が（日韓公法、沖縄内閣）  
 並に他の条約条件の密議に藉口として

両協定に反対する経緯を一切行わす密議の  
 引寄せられし結果（二方向の密議進展を以  
 承認を議員の反対を経て行つた）、4月  
 13日に遂に漸く第一回の在籍を行つた  
 行状状況である。

政府は密議と見做す同協定の在外公  
 には承認を確保する力には、逐次4月  
 8日までの衆議院を通過（衆議院  
 通過後1ヶ月を経過すれば衆議院に於いて  
 自動的に  
 議決（すなわち条約の承認は成立する）、  
 二方向の両協定を先づ以て密議。

以上と云ふは、右協定の密議に反対する



要写 f 部  
 発電第 9469 号  
 昭和 37 年 3 月 15 日 時 10 分 発  
 電信案 (分類)

|                       |           |                     |
|-----------------------|-----------|---------------------|
| 略平                    | 第 518 号   | 大臣 大野 浩一            |
| 大臣 大野 浩一              | 主任 大野 浩一  | 起案 昭和 37 年 3 月 15 日 |
| 政務次官                  | 事務次官      | 主任 大野 浩一            |
| 外務審議官                 | 官 長       | 起案者 杉 405           |
| 臨時代理 大 平 使 宛 小 坂      | 大臣 苑      |                     |
| 電 在 大 公 使 苑           | 報 領 事     |                     |
| 件名                    | 沖縄肉類に関する件 |                     |
| 伝言 503 号及び貴電 542 号に關し |           |                     |
| 1. 万一米口側が登載の延期に定むる    |           |                     |
| より公表するとの態度に於ては、本声明が   |           |                     |
| 本案米口側のものより以上おの方と12食包  |           |                     |

15 83  
 信 課 濟  
 電 系 関  
 檢 閱  
 電信課  
 37.3.15  
 受付

408  
 GB-1 外務省 回覧番号

くまで延期を至限(之を)とせざるべし  
 3. その場合は 2. の点に先方に申し入りの上  
 米口政府の好意的配慮を是非とも之に  
 旨を強調ありたい。

2. (1) 本声明は、米口側が日本側要望について  
 真剣に考慮を加えた結果を示している点  
 において極めて多とするも、米口側が今  
 回提案の諸措置により今後数年向  
 は沖縄政策を再検討(之)の旨を表明し  
 たる点に於て(14日のレポートの島富議  
 員に対する口頭説明)については、日本側  
 とは、今後の口際情勢の推移及び  
 今回の諸措置がどれほどの結果に  
 よつては、将来新たな提議を行なう  
 ことあるべきを條件とす。

GB-3 外務省



(お方が米側の権限を重視して)

米側の同意はいついかなる場合も政府に介入可  
るとの意図は免題ねえも、<sup>米は</sup>か、い、る表現  
上の修正は示が<sup>る</sup>ことと深く希求  
するものがある。

④. 本件申入は、声明の発表時

期に712の米側回答が判明した後、東京  
において行なうことは時間的關係、不可能  
であるので、<sup>上</sup>貴地において行なうことと  
なること、念のため。

(3)

往電第503号及び責電第542号に関し

万一米国側が発表の延期に應ぜず、予定どおり公表するとの態度に出たときは、本件声明が本来米国側のものである以上わが方として飽くまで延期を主張しえざることとなるべきところ、その場合は2、の点を先方に申し入れの上米国政府の好意的配慮を是非ともえたい旨を強調ありたい。

本声明は、米国側が日本側要望について真剣な考慮を加えた結果を示している点において極めて多とするも、米国側が今回提案の諸措置により今後数年間は沖縄政策を再検討しなくてすむようにしたい旨を表明したこと(1/4日のレンハートの島審議官に対する口頭説明)については、日本側としては、今後の国際情勢の推移及び今回の諸措置がとられた結果いかんによつては将来新たな提議を行なうことあるべきことを留保せざるを得ない。

(四) 声明案4の取極は経済援助にのみ言及して

いるが、右は昨年(昭和27年)の総理訪米の際のわが方申し入れが経済援助のみに関する提案であつたかの如き印象を与えるが、これは事実を反すのみならず従来政府が国会その他において言明しているところとも齟齬するので、4の "in providing economic assistance to the Ryukyus," を "in providing assistance to promote the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands and their economic development," に修正することを希望する。

3. 前記2.(四)の修正は教育、衛生、司法、労働関係等の諸般の問題につき日本政府の善処方を要望する声が最近現地及び国内において頓に高まりつつある現状において、日米間の友好的協力関係の増進の見地よりするも、今後沖縄問題についてわが方が米国と協議(又は少くともわが方の見解を開陳)し事態の改善に努力するのは経済援助の問題に止まらずこれらの諸問題をも含む旨を明かにしておくことが是非とも望まし

いとの考慮によるものですべての問題について今後わが方が米側の権限を無視して介入するとの意図は毛頭なきも、米国がかかる表現上の修正に応ずることを強く希望するものである。

4. 本件申入れは声明の発表時期についての米側回答が判明した後に東京において行なうことは時間の関係上不可能であるので貴地において行なうこととしたものなるにつき念のため。

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

極秘

37 6265 暗 亜北

ワシントン 3月15日1400

本 局 16日0411

小坂大臣 朝海大使

沖縄問題に関する件

沖546号 (大至急)

貴電沖506号及沖514号に関し、

15日正午西山をしてライス次官補代理に対し貴電の趣旨を詳細説明せしめたること。

1. 米側としては4月上旬までの発表延期は困難なることにつき16日午前在京大使館をして日本政府に連絡せしめる予定の由。

2. 発表文の修正については本日中に当系に回答致す予定。詳細追電す。

西原若大臣次官 外務官房長 亞米参(1)

情報局長 亞米参 情報 亞北中米北 情報

ル

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 6302 暗 亜北  
ワシントン 3月15日18.20発  
本省 3月16日18.49着  
小坂大臣 朝海大使  
沖繩内題に付する件

第547号 (大急)

往電才546号に附し

1. 西山より先が4月上旬まで延期に希  
望する日本政府の要請を貴電の趣旨に  
差がを詳細説明せるところ、ライス法  
実は衆議院延期の要請に接したことは  
外であること述べたる後日本側の事情  
は判らぬではないが、米側としては延  
期し難い事情ありとして次の諸点を挙  
げ、(1) 時局をかけることにより米政  
府内部で政策変更の要求が起りかね  
ない。(2) 議会との関係においてはず

外務省

山科

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

プライス法の修正を行ひ、しかる後ア  
プロプリエーションを得なければならな  
いが、これからのための準備着手を遅ら  
せることは望ましくない。(3) 大統領  
が既に数日中に日本政府に新政策案を  
連絡すると発表したが、かゝるもあまり延  
滞することは好ましくない。(4) 衆議院  
期は日米両政府間に行なうかの意見の  
不一致が存するとの懸念の思慮を生ず  
る恐れあり。(5) 実は國務省としては  
かゝる決議案に対して本件の緊急なる  
必要性を諒解し、米側と連絡あり、今  
より4月

結

外務省

(P.2)



極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

上旬まで引延ばすというニヒでは詳説に  
添えて説明がつかない。

以上の結論として日本側の申出は義諾困難が前記の説明と共に、6日午前早稲花  
京大使館より日本側に回答を申し渡す  
にまつていると述べる。

なお在京米大使館よりの連絡によれば日  
本側よりのコメントを申し申入れを要す  
るため19日まで発表を延期してはいか  
ないとの提議があったので予定通り6  
日午前11時当地発表は最終的に決定  
していき旨述ぶ。

以上を西山より申渡した<sup>承</sup>る結論と  
しては日本側の事情に拘りず4月上旬ま  
での延期は期荷のきぬとの印象を要する  
が日本にお少子談合運営上の新問題と鑑  
みるとかかるやとてカリオア  
タイ特別用問題等を含むるを説明するも

外務省

尺書

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信

先方事情と繰返すのみであつたので、  
しからば申出を延ばすとして貴電  
才5/4号の2の(イ)および(ロ)の点を  
説明した。これに対し先方は(イ)に  
は如何なるコンテックスでレオンハートが  
島嶼議官に話をした~~か~~判らぬが国際  
情勢の推移により沖繩問題が日本の希望  
する如く解決するに次第ある情勢にな  
ることはむしろ米側の善おところである。

また今回の諸措置はとられた結果い  
おんは依つては日本側より将来新たな  
提議を行うべしとの点については一般的  
に言つて沖繩問題について日本政府と  
緊密な連絡をしい有効に措置し得るとは  
考えられない。レオンハートの言ふは  
おとく今次の政策により今後数年間  
はトラブルが起らないことを望むと言  
つた発言の表明であること述べる。

山崎

外務省

尺書



子

37 6300 暗 電報  
ワシントン 5月1800発  
奉 報 3月16日08.13着  
小 坂 大 臣 朝 海 大 使

未  
検  
閲

牙553号(大至急)  
往電牙547号に關し  
國務省より次の通り回答載し也。  
人員往電又の來段に關し此が中入ル  
通り表文を發表する。  
又同3に關しホワイトハウス発表は19  
日午後4時(当地時間)行ふ。(3)  
配布先

16)

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 6430 暗 亜北

ワシントン 3月16日1930発

本省 3月17日0807着

小坂大臣 朝海大使

沖縄問題に関する件

オ563号 至急

國務省より在京米大使館より報告によれば大統領声明の日本における新聞発表のたより本省と同大使館の間で声明文の日本語訳について目下協議中の由につきてまれば同訳文18日午後1時までに國務省に送付願った旨申越した。ついては当方準備の都合上(当館にて19日の新聞記者発表用コピー作成依頼あり)電報開始予定時刻明決を御回電願った。

配布先 大臣、次官、外務官、長、亞米、祭(了)

情報局長、亞審、米參、祭參、亞北、中、米北、情道

高木

要写 部 発電係 也9 総第 9711 号  
昭和 37 年 3 月 17 日 18 時 00 分発

電信課長 略 電信案 (分類)

暗 略 第 526 号 (LTP)  
大 臣 7  
政務次官  
事務次官  
外務審議官  
官 房 長  
主任 宇山審議官  
起案 昭和 37 年 3 月 17 日  
主任 北東アジア課長 Wz 起案者 (Ym) 電話番号

在 米 朝海大使 臨時代理 大 公 使 宛 小 坂 大臣務 総領事

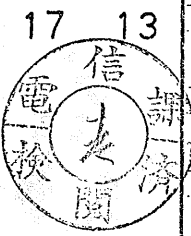
電 報 在 大 公 使 宛 総領事

件 名 大統領声明に対する日英対談教示に関する件。

電 第 563 号に關し

17 日夕刻 発電の予定

GB-1 外務省 回覧番号 0805



要写 部 発電係 也9 総第 9719 号  
昭和 37 年 3 月 17 日 20 時 00 分発

電信課長 略 電信案 (分類)

暗 略 平 第 529 号 (LTP) 大 急  
大 臣  
政務次官  
事務次官 承  
外務審議官  
官 房 長  
主任 平野局長 官務官  
主任 北東アジア課長 Wz 起案者 小坂 電話番号 405  
起案 昭和 37 年 3 月 17 日

情文局長 報道課長  
平野局長 秘書官 北米課長

在 米 朝海大使 臨時代理 大 公 使 宛 小 坂 大臣務 総領事

電 報 在 大 公 使 宛 総領事

件 名 沖繩問題に関する件

経電第 526 号に關し。

1. 大統領声明訳文別電第 530 号に關し。

2. 大統領声明と同略に別電第 531 号の官

房長官談話記を發着するに關し。在米大使館

GB-1 外務省 回覧番号

17 89

1. の訳文と並び <sup>米</sup> 同社外に在米大使館に通報した。談話家文

~~変更の場合に自電す。~~

3. なお、官房長官談話については (1) 米側 <sup>か</sup> 家文 <sup>家文</sup> 変更を希望するに及ぶかもしれないが、当方これに志

するに及ぶことは極めて困難につきお含みありたく、(2) この

談話家文を米側に提示した <sup>(米側について) 米政府の考慮上</sup> ~~米側事情に~~

必要につき 絶対拒否と ~~申し~~ せられた。い。これ

又事につき 在米米大使館了承済み。

極 秘

I have today signed Executive Order Blank, amending Executive Order 10713 dated June 5, 1957, providing for the administration of the Ryukyu Islands. The amendments to the Executive Order, as well as a number of other measures set forth below, are the result of recommendations of the interdepartmental task force appointed last year to investigate current conditions in the Ryukyu Islands and the United States policies and programs in force there.

The work of the task force underlines the importance the United States attaches to its military bases in the Ryukyu Islands. The armed strength deployed at these bases is of the greatest importance in maintaining our deterrent power in the face of threats to the peace in the Far East. Our bases in the Ryukyu Islands help us assure our allies in the great arc from Japan through Southeast Asia not only of our willingness but also of our ability to come to their assistance in case of need.

The report of the task force examines in detail the problem of reconciling the military imperative for continued United States administration with the desires of the Ryukyuan people to assert their identity as Japanese and obtain the economic and social welfare benefits available in Japan, and to have a greater voice in the management of their own affairs. The report has also considered in the same context the desire of the Japanese people to maintain close contact with their countrymen in the Ryukyus.

I

- 2 -

I recognize the Ryukyus to be a part of the Japanese homeland and look forward to the day when the security interests of the Free World will permit their restoration to full Japanese sovereignty. In the meantime we face a situation which must be met in a spirit of forbearance and mutual understanding by all concerned. I have directed that a number of specific actions be taken to give expression to this spirit by the United States, to discharge more effectively our responsibilities toward the people of the Ryukyus, and to minimize the stresses that will accompany the anticipated eventual restoration of the Ryukyu Islands to Japanese administration. These actions consist of:

1. Asking the Congress to amend the Price Act (PL 86-629) to remove the present \$6 million ceiling on assistance to the Ryukyu Islands.
2. Preparing for submission to the Congress plans for the support of new programs in the Ryukyus to raise the levels of compensation for Ryukyuan employees of the U.S. forces and the Government of the Ryukyu Islands and the levels of public health, educational and welfare services so that over a period of years they reach those obtaining in comparable areas in Japan.
3. Preparing proposals for the Congress to provide over future years a steady increase in loan funds available for the development

development of the Ryukyuan economy.

4. Entering into discussions with the Government of Japan with a view to working out precise arrangements to implement a cooperative relationship between the United States and Japan in providing assistance to promote the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands and their economic development, as discussed between Prime Minister Ikeda and myself during his visit to Washington last year.

5. Carrying on a continuous review of governmental functions in the Ryukyu Islands to determine when and under what circumstances additional functions that need not be reserved to the United States as administering authority can be delegated to the Government of the Ryukyu Islands.

6. Carrying on a continuous review of such controls as may be thought to limit unnecessarily the private freedoms of inhabitants of the Ryukyu Islands with a view to eliminating all controls which are not essential to the maintenance of the security of the United States military installations in the Ryukyus or of the islands themselves.

The amendments to Executive Order 10713 are designed to accomplish the following purposes:

1. Provide for nomination of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands by the legislature.

2.

2. Restate the veto power of the High Commissioner to emphasize its restricted purposes.

3. Lengthen the term of the legislature from two to three years.

4. Permit the legislature to alter the number and boundaries of election districts.

5. Provide that the civil administrator shall be a civilian.

6. Make certain technical changes in the provisions for criminal jurisdiction over certain Americans in the Ryukyus.



極 秘

27  
3  
16  
作  
成  
最  
後  
案

本日、私は、琉球諸島の施政について定めた1957年6月5日付の行政命令第10713号を改正する行政命令\_\_\_\_\_に署名した。同行政命令の改正及び以下に掲げる諸措置は、琉球諸島の現状及び同地域において実施されている米国の政策及び計画を調査するために昨年任命された各省調査団の勧告の結果である。

調査団の作業は、米国が琉球諸島における軍事基地に認める重要性を強調している。これらの基地に展開されている兵力は、極東における平和に対する脅威に直面しているわれわれの制止力の維持に最大の重要性を持つものである。琉球諸島における米国の基地は、日本から南東アジアにわたる大きな弧にある同盟諸国に対し、必要の場合に援助に赴くとの米国の意思のみならず能力を保証するのに役立つ。

調査団の報告は、米国の施政を継続することの軍事上の絶対必要性と、琉球住民が有する、日本国民として確認され、日本で受けることが

できる経済的及び社会的利益を受け、また、住民自身の事項の処理についてより大きな発言権を持ちたいという希望とを調和させる問題を詳細に検討している。同報告は、また、日本国民の有する、琉球にある同胞と密接な関係を保持したいとの希望をも同様な意味で考慮している。

私は、琉球が日本本土の一部であることを認め、かつ、琉球が、自由世界の安全保障上の利害関係から見て完全に日本の主権下に復帰し得る日が来ることを待望している。それまでの間は、すべての利害関係者が寛容と相互理解の精神をもつて対処すべき事態に直面しているのである。私は、米国がこの精神を表明し、琉球住民に対する米国の責任をより効果的に果し、さらに、将来生ずることあるべき琉球諸島の日本の施政への最後の復帰に伴う困難を最小のものとするため、若干の特定の措置を取ることを指令した。これらの措置は、次のとおりである。

1. 議会に対し、琉球諸島に対する援助の6百万ドルの現行の制限を除去するためにプライス法（公法86-629）を改正することを要請する。
2. 米軍及び琉球政府が雇用する琉球人に対する補償の水準並びに公衆衛生、教育及び厚生業務の水準を、数年の後に日本の相当地域における水準に達するように引き上げるための琉球における新しい施策に関する案を議会に提出する準備を行なり。
3. 琉球の経済開発に利用される借款資金を今後年年着実に増加させるため議会に提出する案を準備する。
4. 昨年池田総理大臣のワシントン訪問中に同総理大臣と私が討議したごとく、琉球住民の安寧と福祉及び経済開発を増進するための援助の供与について米国と日本との間の協力関係の実施に関する明確な取極を作成する目的をもつて日本政府との討議を開始する。

5. 施政権者としての米国が保留する必要がない行政機能を、何時及びいかなる状況の下において琉球政府にさらに委譲することができるかを決定するため、琉球諸島における行政機能について継続して検討する。
6. 琉球にある米国の軍事施設又は琉球諸島自身の安全保障を維持するため不可欠でないすべての統制を撤廃する目的をもつて、琉球住民の個人の自由を不必要に制限すると考えられる諸統制について継続して検討する。  
行政命令第10713号の改正は、次の諸目的を達成するためのものである。
  - (1) 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。
  - (2) 高等弁務官の拒否権について、それが限定された目的にのみ行使されることを明らかにする。
  - (3) 立法院議員の任期を2年から3年に延長する。

- (4) 立法院が選挙区の数及び区域を変更することを認める。
- (5) 民政官は、文民たるべきことを定める。
- (6) 琉球におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

要写 部

発電係 池田 第 9722号  
昭和 37年 3月 17日 時 16分 発

電信課長

電信案 (分類)

略 略 平 第 530号 (LTP) 大 22

大臣  
政務次官  
事務次官  
外務審議官  
官房長

主管 北平局長  
室長官了

起案 昭和 37年 3月 17日

主任 北平局長 山

起案者 坂本 電話番号 405

在 米 朝 梅

臨時代理  
大使 宛  
総領事

小 坂 大臣 務

電 報 在

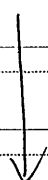
大 公 使 宛  
総 領 事

件 名

沖繩問題 11回 資料

(佐野 529号 別 寄)

17 90



GB-1

外務省

回覧番号

極  
秘  
まで

本日、私は、琉球諸島の施政について定められた一九五七年六月五日付の行政命令第一〇七一三号の改正に署名した。この行政命令の改正と以下に掲げる諸措置は、琉球諸島の現状と同地域で実施されている米国の政策および計画を調査するため昨年任命された各省調査団の勧告の結果である。

調査団の作業は、米国が琉球諸島の軍事基地に重要性を認めていることを強調している。これらの基地に展開されている兵力は、極東の平和に対する脅威にかんがみ、われわれの抑制力を維持するうえで最も重要なものである。琉球諸島の米国基地は、日本から東南アジアへかけて大きな弓形になつて横たわる同盟諸国に対し、一たん事あるときは、米国は援助に赴く意思も能力もあるのだということを保証するのに役立つている。

調査団の報告は、米国の施政を続けることが軍事上絶対に必要であること、日本国民であることを認められ、日本でならば享受

できる経済および社会福祉上の利益を受け、また、自分自身の問題を処理するに当つて今までよりも大きい発言権を持ちたいという琉球住民の希望とを、いかに調和させるかの問題を詳細に検討しているものである。この報告は、また、琉球の同胞と密接な関係を保ちたいという日本国民の希望をも同じく考慮している。

私は、琉球が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障の考慮が、沖縄を完全に日本の主権の下へ復帰することを許す日を待望している。それまでの間は、すべての関係者が寛容と相互理解の精神で対処しなければならぬ事態にある。私は、米国がこの精神を表明し、琉球住民に対する米国の責任を今までよりも効果的に果し、さらに、琉球諸島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少くするため、若干の特定の措置を取るよう指令した。これらの措置は、次のとおりである。

- 一、 琉球諸島に対する援助を六百万ドル以内にして、現在の制限を撤廃するためプライス法（公法八六一六二九）を改正するよう議会に要請する。
- 二、 米軍および琉球政府が雇用している琉球人に対する補償の水準ならびに公衆衛生、教育および福祉の水準を、数年後には日本の同様の地域での水準に達するよう引き上げるため、琉球における新しい計画を支持する案を議会に提出する準備を行なう。
- 三、 琉球の経済開発のための借款資金を今後年々着実に増加させるための提案を議会に提出する準備を行なう。
- 四、 昨年池田総理大臣のワシントン訪問に際し同総理大臣と私的討議したとおり、琉球住民の安寧と福祉および琉球の経済開発を増進するための援助供与について、米国と日本との協力関係実施に関する明確な取り決めを作成するため日本政府と討議を開始する。

- 五、 施政権者としての米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、何時、いかなる状況の下で今まで以上に琉球政府に委譲することができるかを決定するため、琉球諸島の行政機能について検討を続ける。
  - 六、 琉球にある米国の軍事施設または琉球諸島自体の安全保障維持のために必ずしも絶対に必要でないすべての統制を撤廃するため、琉球住民の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制について検討を続ける。
- 行政命令第一〇七一三号の改正は、次の諸目的実現のためのものである。
- 一、 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。
  - 二、 高等弁務官の拒否権は限られた目的のみ行使されることを明らかにする。
  - 三、 立法院議員の任期を二年から三年に延長する。

- 四 立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。
- 五 民政官は文民でなければならぬことを定める。
- 六 琉球におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

本日、私は、琉球諸島の施政について定めた一九五七年六月五日付の行政命令第一〇七一三号の改正に署名した。この行政命令の改正と以下に掲げる諸措置は、琉球諸島の現状と同地域で実施されている米国の政策および計画を調査するため昨年任命された各省調査団の勧告の結果である。

調査団の作業は、米国が琉球諸島の軍事基地に重要性を認めていることを強調している。これらの基地に展開されている兵力は、極東の平和に対する脅威にかんがみ、われわれの阻止力を維持するうえで最も重要なものである。琉球諸島の米国基地は、日本から東南アジアへかけて大きな弓形になつて横たわる同盟諸国に対し、一たん事あるときは、米国は援助に赴く意思も能力もあるのだということを保証するのに役立つている。

調査団の報告は、米国の施政を続けることが軍事上絶対に必要であることと琉球住民の希望、すなわち日本国民であることを認

極秘  
まで

修

められ、日本でならば享受できる経済および社会福祉上の利益を受け、また、自分自身の問題を処理するに当つて今までよりも大きい発言権を持ちたいという希望とを、いかに調和させるかの問題を詳細に検討しているものである。この報告は、また、琉球の同胞と密接な関係を保ちたいという日本国民の希望をも同じく考慮している。

私は、琉球が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の考慮が、沖縄が完全に日本の主権の下へ復帰することを許す日を待望している。それまでの間は、すべての関係者が寛容と相互理解の精神で対処しなければならぬ事態にある。私は、米国がこの精神を表明し、琉球住民に対する米国の責任を今までよりも効果的に果し、さらに、琉球諸島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少くするため、いくつかの特定の措置を取るよう指令した。これらの措置は、次のとおりである。

2

一、琉球諸島に対する援助を六百万ドル以内に行っている現在の制限を撤廃するためブライス法（公法八六一六二九）を改正するよう議会に要請する。

二、米軍および琉球政府が雇用している琉球人に対する給与の水準ならびに公衆衛生、教育および福祉の水準を、数年後には日本本土の相当する地域での水準に達するよう引き上げるため、琉球における新しい計画を支持する案を議会に提出する準備を行なう。

三、琉球の経済開発のための借款資金を今後年々着実に増加させるための提案を議会に提出する準備を行なう。

四、昨年の池田総理大臣のワシントン訪問に際し同総理大臣と私が討議したとおり、琉球住民の安寧と福祉および琉球の経済開発を増進するための援助供与について、米国と日本との協力関係実施に関する明確な取り決めを作成するため日本政府と討議を開始する。

3



五 施政権者としての米國が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、何時、いかなる状況の下で今まで以上に琉球政府に委譲することができるかを決定するため、琉球諸島の行政機能について継続的な検討を行うう。

六 琉球にある米國の軍事施設または琉球諸島自体の安全保障維持のために必ずしも絶対に必要でないすべての統制を撤廃するため、琉球住民の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制について継続的な検討を行なう。

行政命令第一〇七一三号の改正は、次の諸目的実現のためのものである。

- 一 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。
- 二 高等弁務官の拒否権について、その限定された目的を強調するため書き改める。
- 三 立法院議員の任期を二年から三年に延長する。

- 四 立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。
- 五 民政官は文民でなければならぬことを定める。
- 六 琉球におけるある種の米國人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

中山書院 22  
 女性記者会 通称 22

(3月16日)

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| 争務次官                         | 情報文化局長   |
| 外務審議官                        | 島内参事官    |
| 官房長                          | 報道課長     |
| 総務参事官                        | 国内広報課長   |
|                              | 一般情報     |
| 国内記者会見 (第24号)                |          |
| 情報文化局報道課<br>昭和37.3.16.       |          |
| スポーツマン                       | 小杉大匠 社院内 |
| ● 沖縄に打ち米等の提案は 日米両国の 20日午後6時  |          |
| に発表された。                      |          |
| (日米の両国に発表されたか?)              |          |
| 向いの提案は、ワシントンで発表された。          |          |
| オフレコ (参考意見は、いつ右の方の管内に示した)    |          |
| 向いの云々のやつは、(南海大使の訓令は、い)       |          |
| 意味? 大匠は、既に半側に伝えていると、日米言っている。 |          |

外務省

No. 2

4/12 発表し進んだ。

(米米と協議 打ったか? - 記者側は、発表前の協議の  
 内容の管内に、米米は、発表後の意味に、と、  
 協議 打ったか? 打ち進んだか? 具体的なものは  
 協議 打った。

(協議 打ち進んだか?)

ワシントンと 東京の両方、米米と、関係の、東京  
 2 打ち進んだか? 打ち進んだか?

(今日の提案に対する意見は、米米に、打ち進んだか?)

打ち進んだか? 打ち進んだか?

提案  
 (米米に、打ち進んだか?)

日米の意見は、打ち進んだか? 発表されたか?

公債案 (乙)  
 高裁案

外務省

(南沢の仲居内題を報告に否か?)

内容と簡単に説明し、朝日紙に訓令法が、その

下に有るなり(発表延期の意味)と云つておいた。

(以上)